

八尾市告示第322号

八尾市営西郡住宅用地活用事業について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和4年7月20日

八尾市長 山本桂右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 八尾市営西郡住宅用地活用事業（事業用定期借地）
- (2) 貸付物件

所在地・地目	面積（㎡）	最低貸付料（年額）
八尾市幸町五丁目1番1 宅地	1,233.32	4,164,000円

- (3) 貸付期間 借地権設定契約日から20年間
- (4) 貸付物件の募集条件 八尾市営西郡住宅用地活用事業（事業用定期借地）
条件付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）「3-2 貸付物件の募集条件」のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 日本国内に本社又は事業所を有する法人であること。
- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に

基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合は、除く。

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する者又は同法第32条第1項第2号に規定する者並びに八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第3号に規定する者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

カ 本市と締結した土地賃貸借契約における違約金の完納の日から6か月を経過しない者

(3) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後、3年を経過した者を含む。)であること。

ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために

連合した者

ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市と契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により本市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく、本市との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 公告の日から入札の日までの期間において、次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 本市から建設工事等に関し損害賠償請求を受けている者（入札参加申込書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

イ 大阪府税（大阪府に事業所がない場合など、府税の納入義務がない者は、本店所在地の都道府県税）に係る徴収金を完納していない者

ウ 法人市民税（本市に事業所がない場合など本市に納入義務がない者は、本店所在地の法人市町村民税）及び固定資産税（本市に納入義務がない者は除く。）に係る徴収金を完納していない者

エ 直近1事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者

オ 営業の実態が確認できない等の、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者

(5) 「土地利用計画書」に基づく施設を自ら企画、建設及び運営をしようとする者であること。

(6) 事業実施に必要な知識、経験、技術力、資金力、信用を備えていること。

(7) 事業実施に必要な免許、許可その他の資格を有する者又は事業開始までに資格を有する見込みがある者であること。

3 入札参加申込書等の配布

公告の日から令和4年8月30日までの間に本市のホームページに入札参加申込書等の様式を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp>

4 入札参加申込書等の受付

- (1) 受付期間 令和4年8月29日及び30日の午前9時から午前11時まで及び
午後2時から午後5時まで
- (2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市役所西館4階 厚生活動室

5 提出書類

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加申込書等（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 入札参加申込書
- イ 誓約書
- ウ 土地利用計画書
- エ 納税証明書等
- オ 法人概要
- カ 決算報告書
- キ 資金計画書
- ク 印鑑証明書

- (2) 申請書類は、入札参加申込受付期間内に受付場所に持参して提出しなければならない。

6 入札参加資格審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、入札参加資格を認めなかった者に対しては、理由を付して通知する。

7 実施要領等

公告の日から入札執行の日までの間に実施要領及び入札の参加に際し必要な書類の様式（以下「実施要領等」という。）を本市のホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

8 実施要領等に対する質疑及び回答

- (1) 実施要領等に対する質疑は、本市指定用紙の質問書を用いて、持参により行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。

- ア 質疑受付日時 令和4年8月8日午後2時から午後5時まで

イ 質疑受付場所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所西館 4 階 厚生活動室

(2) 質問に対する回答は、令和 4 年 8 月 22 日までに本市のホームページに掲載する。

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所西館 1 階

八尾市建築部住宅管理課

10 入札保証金

(1) 入札参加者は、実施要領「3-7 入札」の「入札保証金について」(2)の入札保証金を納めなければならない。

(2) 入札保証金は、入札の日の入札受付時間内に納めなければならない。

11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 4 年 9 月 9 日（金）午後 3 時 30 分

(2) 場所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階 入札室

12 入札の無効

実施要領「3-7 入札」の「入札に当たっての注意事項」(6)に該当する入札は、無効とする。

13 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が最低貸付料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が 2 以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

14 その他

その他本件入札に係る詳細については、実施要領に定めるところによる。

15 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市建築部住宅管理課

電話 072-924-8543（直通）